

令和8年6月23日
健康づくり部スポーツ振興課
0438-23-5319

市営体育施設のネーミングライツスポンサーを募集します

市が保有する施設の愛称や通称を付与する権利（ネーミングライツ）を民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として、市有施設の命名権者（スポンサー）を募集します。

1. 募集対象施設概要及びネーミングライツ料

施設名称	木更津市民体育館 (木更津市営貝渕庭球場を含む)	木更津市営野球場
所在地	・木更津市民体育館 木更津市貝渕2丁目13番40号 ・木更津市営貝渕庭球場 木更津市貝渕2丁目562番地の96	木更津市清見台1丁目6番7号
ネーミングライツ料	1年間あたり1,000千円以上 (消費税及び地方消費税を含む)	1年間あたり300千円以上 (消費税及び地方消費税を含む)

- 募集期間 令和8年7月1日(水)から7月31日(金)午後5時まで
- 愛称の使用開始 令和8年10月1日(木)予定
- 契約期間 令和18年3月31日(月)まで
- 募集要項 別添のとおり

市民体育館（貝渕庭球場を含む）及び市営野球場
ネーミングライツスポンサー募集要項

令和8年6月

木更津市健康づくり部スポーツ振興課

1 目的

市が保有する施設の愛称や通称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として、市有施設の命名権者（以下「スポンサー」という。）を募集します。

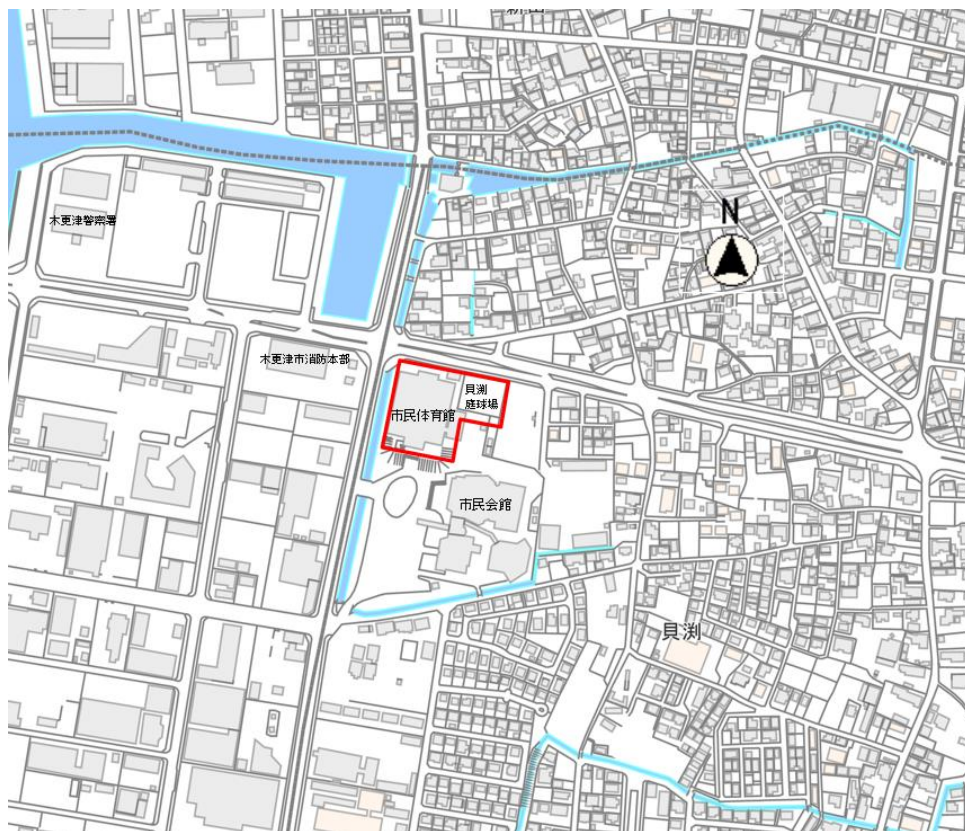
2 募集対象施設

- (1) 名 称 ①木更津市民体育館（木更津市営貝渕庭球場を含む）
 ②木更津市営野球場

- (2) 所 在 地 ①木更津市貝渕2丁目13番40号（木更津市民体育館）
 木更津市貝渕2丁目562番地の96（木更津市営貝渕庭球場）
 ②木更津市清見台1丁目6番7号

- (3) 案 内 図

【①木更津市民体育館（木更津市営貝渕庭球場を含む）】



【②木更津市営野球場】



3 募集概要

(1) 命名権の対象

- ①木更津市民体育館（木更津市営貝渕庭球場を含む）の愛称
- ②木更津市営野球場の愛称

(2) ネーミングライツの範囲

- ア 施設の愛称として、法人の名称や商品名（ブランド名）等を付することができます。
条例上の施設名称である「木更津市民体育館」、「木更津市営貝渕庭球場」、「木更津市営野球場」を変更するものではありません。
- イ 愛称による施設名称看板等を設置できます。
施設名称看板等の意匠・構造・設置方法等については、市と協議の上、スポンサーにおいてご検討いただき提示願います。
- ウ スポンサーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。
- エ 市のパンフレットやホームページ等に愛称を記載します。

(3) 命名条件

- ア 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られ、施設の設置目的をイメージできるものにしてください。
- イ 愛称の表記方法については、木更津市広告掲載に関する要綱及び木更津市広告掲載基準を遵守し、日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なものとします。（企業ロゴ、マーク等は除く。）

ウ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。また、条例上の施設名称を併記させていただくことがあります。

(4) 契約期間

令和18年3月31日（月）まで

・利用者の混乱を招くほか、施設の管理運営に支障を及ぼす可能性がある場合等は、スポンサーと協議の上、早期終了する場合があります。

(5) ネーミングライツ料

①木更津市民体育館（木更津市営貝渕庭球場を含む）

1年間あたり1,000千円以上とする（消費税及び地方消費税を含む。）

②木更津市営野球場

1年間あたり300千円以上とする（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減するものとします。

(6) 愛称の使用開始時期

令和8年10月1日（木）

(7) ネーミングライツ事業に係る費用負担

費用負担については、以下のとおりです。

費用負担の区分	市	スポンサー
ネーミングライツ料		○
提案及び契約締結に係る諸費用		○
敷地内外の表示の変更（施設看板）及び維持管理に係る費用※1		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市のホームページの表示変更※2	○ ※2	△ ※3

※1 新規看板の設置については、市や関係機関と協議のうえ、決定します。

既設看板の変更等については、市や関係機関と協議のうえ、可否も含め決定します。

※2 印刷物については、次の改訂時に変更する。

※3 印刷物については、スポンサーの費用により改定を行う場合は、随時の変更が可能です。

4 募集期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）午後5時まで

5 募集要項の配布

(1) 配布場所

1 2 の問合せ先に同じ

(2) 配布期間等

令和8年7月1日（水）午前8時30分から7月30日（木）午後5時まで（土日祝日を除く開庁時間内）

(3) 郵送等による配布

ア 郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市健康づくり部スポーツ振興課あて請求ください。

なお、市のホームページからもダウンロードできます。

イ ファクス、電子メール等による配布は行いません。

6 応募資格

(1) 募集の趣旨に賛同し、スポンサーなることを希望する法人が対象です。

(2) 木更津市広告掲載に関する要綱及び木更津市広告掲載基準に規定する規制業種及び事業者でないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ事業申込書（別記第1号様式）

イ 法人の概要を記載した書類

ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

エ 法人の登記事項証明書

オ 印鑑証明書

カ 最新年度の事業計画書

キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

ク 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）及び市税完納証明

ケ 提案事項を記した書面（任意書式）※市主催のイベント時の計画、施設の魅力を向上させる提案等を記載

(2) 受付場所

木更津市健康づくり部スポーツ振興課 管理調整係（木更津市役所朝日庁舎）
〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号

(3) 受付期間及び受付時間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）午後5時まで（持参の場合は、土日休日を除く。）

(4) 提出方法

- ア (1)に掲げる提出書類を、木更津市健康づくり部スポーツ振興課へ持参又は郵送してください。
- イ 令和8年7月31日（金）午後5時までに必着とします。
- ウ 受付期間経過後において、提出書類の内容を変更することはできません。
- エ 提出書類は、返却しません。

(5) 提出部数

原本1部とその写し7部

(6) 応募に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付時間

令和8年7月1日（水）から7月22日（水）午後5時まで（持参の場合は、土日休日を除く。）

イ 質問の方法

質問事項のある法人は、「質問票」（別紙1）により郵送、ファクス又は開封確認を付した電子メールで行ってください。また、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行ってください。

ウ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月28日（火）までに、全ての質問及び回答を木更津市公式ホームページに掲載する。

(7) 著作権の帰属

愛称に関する知的財産権は、スポンサーに帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。また、本件愛称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、スポンサーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

(8) 留意事項

- ア 提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者に負担いただきます。
- イ 市が必要と認める場合は、(1)に掲げる提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- ウ 市が必要と認める場合は、提出書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

8 選定方法

選定に当たっては、市が設置した審査会において、愛称、ネーミングライツ料、経営状況、その他の提案内容等を総合的に審査し、その結果を基に市長がスポンサーとなる法人を決定します。また、応募者が1者のみの場合も、審査会においてスポンサーとしてふさわしいかどうか審査します。

9 審査結果の通知、公表

審査結果は、全ての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、スポンサーを選定しないこととします。

市は候補者と締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、契約内容（スポンサーの名称、施設の愛称、契約金額等）について、広報きさらづや市のホームページ等で公表します。

10 スポンサーの候補者資格の取消し又は契約の解除

スポンサーの候補者資格を得た後、スポンサーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、スポンサーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取消しをするものとします。

また、契約締結後にスポンサーが木更津市ネーミングライツ事業実施要綱第18条に該当する場合は、契約の解除をするものとします。この場合、原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とします。

なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

※木更津市ネーミングライツ事業実施要綱（平成30年11月16日告示第286号）

抜粋

（契約の解除）

第18条 市長は、次の号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、スポンサーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) スポンサーが法律、条例及び規則等の法令又は要綱に違反したとき。
- (3) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書（別記第4号様式）によりスポンサーに通知するものとする。

1 1 問合せ先

木更津市健康づくり部スポーツ振興課 管理調整係

〒292-8501

木更津市朝日三丁目8番1号（木更津市役所朝日庁舎）

Tel 0438-23-5319

Fax 0438-25-1350

Mail taiiku@city.kisarazu.lg.jp